

6章 誘導施設

6.1 誘導施設の概要

誘導施設は、誰もが住み慣れた地域で安心して快適な暮らしができるように、居住者の共同の福祉や利便性の向上を図る観点から、都市機能誘導区域ごとに拠点の役割に応じて必要な施設を定めるものです。

なお、誘導施設は、不足する機能を補うために新たに誘導する施設だけでなく、都市機能誘導区域内に現存する施設で、今後も維持していく既存施設を含めて設定します。

表 誘導施設として設定することが想定される施設

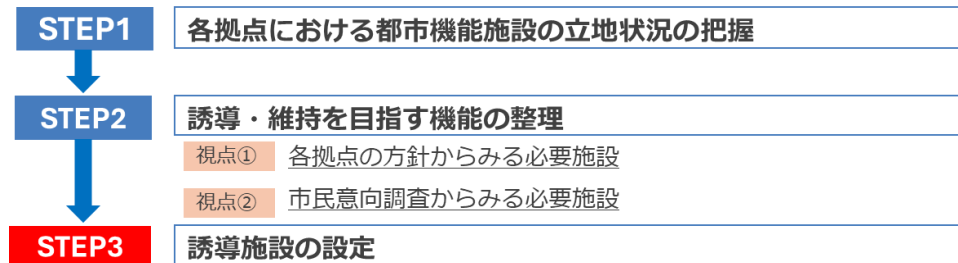
機能	中心拠点	地域・生活拠点
行政機能	■ 中枢的な行政機能 例) 本庁舎	■ 日常生活を営む上で必要となる行政窓口機能等 例) 支所、福祉事務所等の各地域事務所
介護福祉機能	■ 市町村全域の住民を対象とした高齢者福祉の指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 例) 総合福祉センター	■ 高齢者の自立した生活を支え、又は日々の介護、見守り等のサービスを受けることができる機能 例) 地域包括支援センター、在宅系介護施設、コミュニティサロン 等
子育て機能	■ 市町村全域の住民を対象とした児童福祉に関する指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 例) 子育て総合支援センター	■ 子どもを持つ世代が日々の子育てに必要なサービスを受けることができる機能 例) 保育所、こども園、児童クラブ、子育て支援センター、児童館 等
商業機能	■ 時間消費型のショッピングニーズ等、様々なニーズに対応した買い物、食事を提供する機能 例) 相当規模の商業集積	■ 日々の生活に必要な生鮮品、日用品等の買い回りができる機能 例) 延床面積●㎡以上の食品スーパー
医療機能	■ 総合的な医療サービス（二次医療）を受けることができる機能 例) 病院	■ 日常的な診療を受けることができる機能 例) 延床面積●㎡以上の診療所
金融機能	■ 決済や融資等の金融機能を提供する機能 例) 銀行、信用金庫	■ 日々の引き出し、預け入れなどができる機能 例) 郵便局
教育・文化機能	■ 住民全体を対象とした教育文化サービスの拠点となる機能 例) 文化ホール、中央図書館	■ 地域における教育文化活動を支える拠点となる機能 例) 図書館支所、社会教育センター

資料：立地適正化計画の手引き【基本編】

6.2 誘導施設の設定

1. 誘導施設の設定フロー

本市において誘導施設は、以下のフローに基づいて設定します。



2. 誘導施設の設定

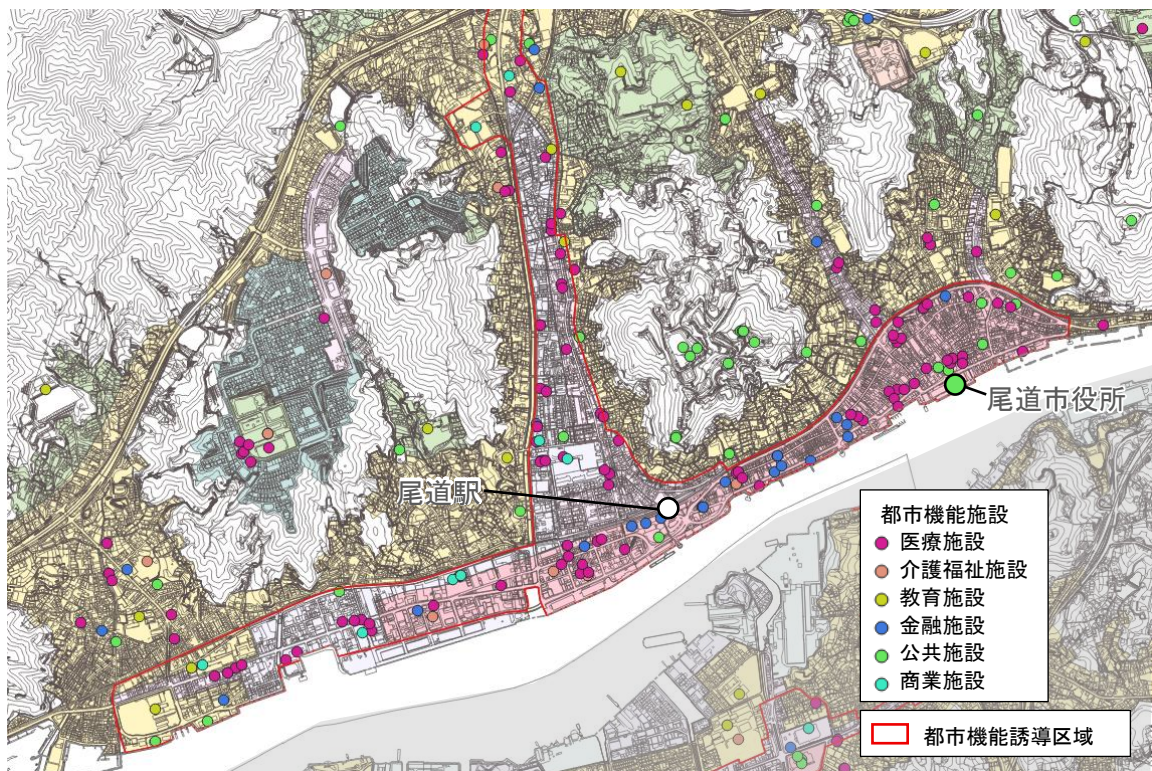
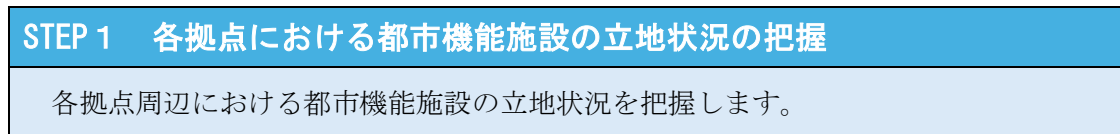


図 広域交流拠点（尾道駅・尾道市役所周辺地域）における都市機能施設の立地状況

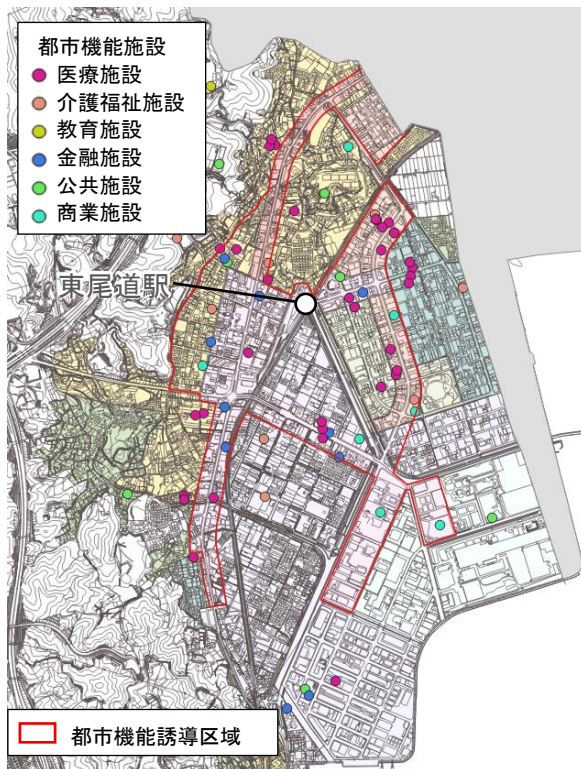


図 都市活力向上拠点（東尾道駅周辺地域）における都市機能施設の立地状況

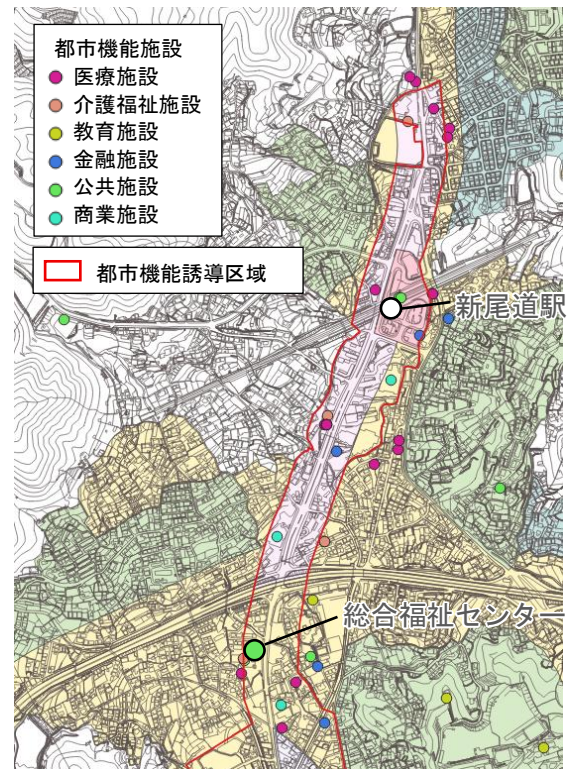


図 活力創造拠点（新尾道駅周辺地域）における都市機能施設の立地状況

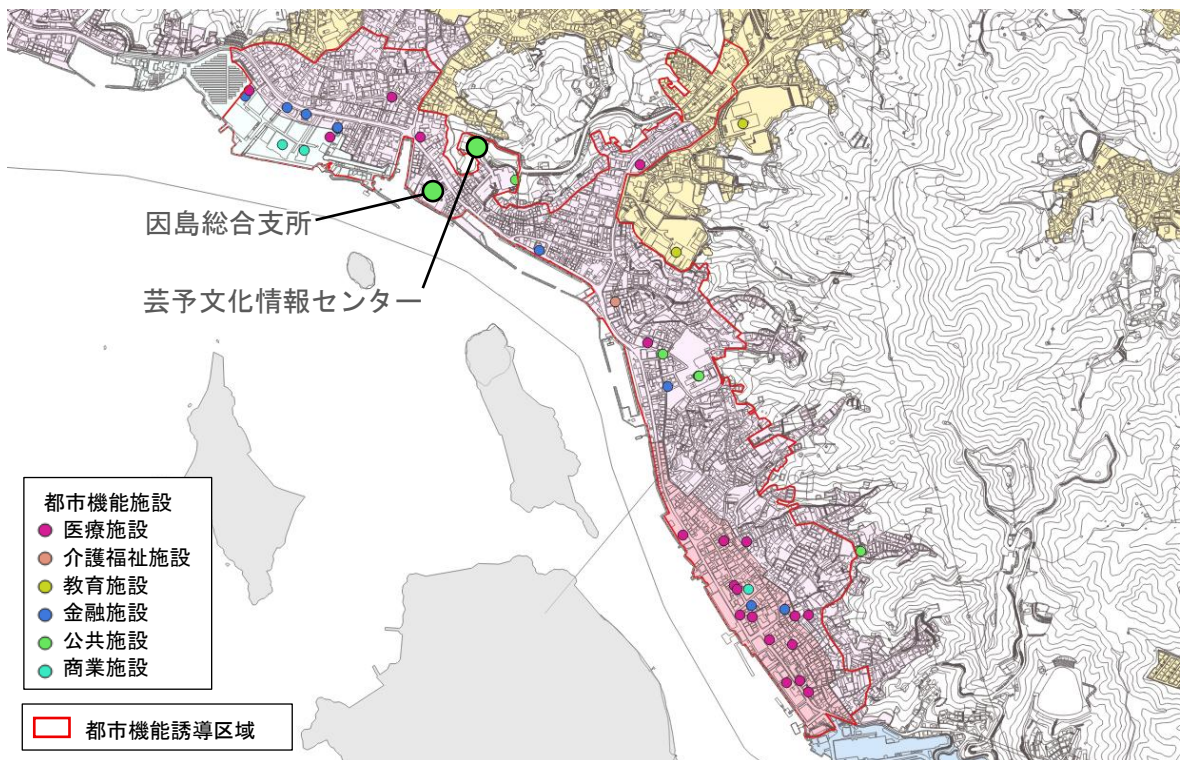


図 都市拠点（因島総合支所周辺地域）における都市機能施設の立地状況

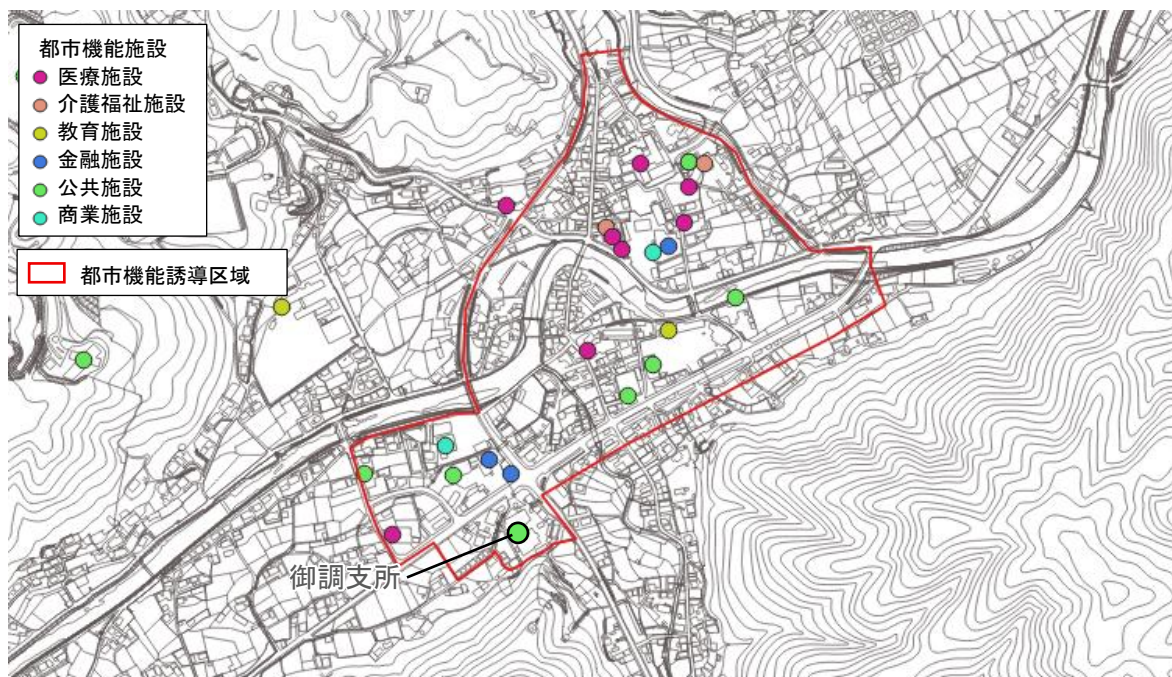


図 地域拠点（御調支所周辺地域）における都市機能施設の立地状況

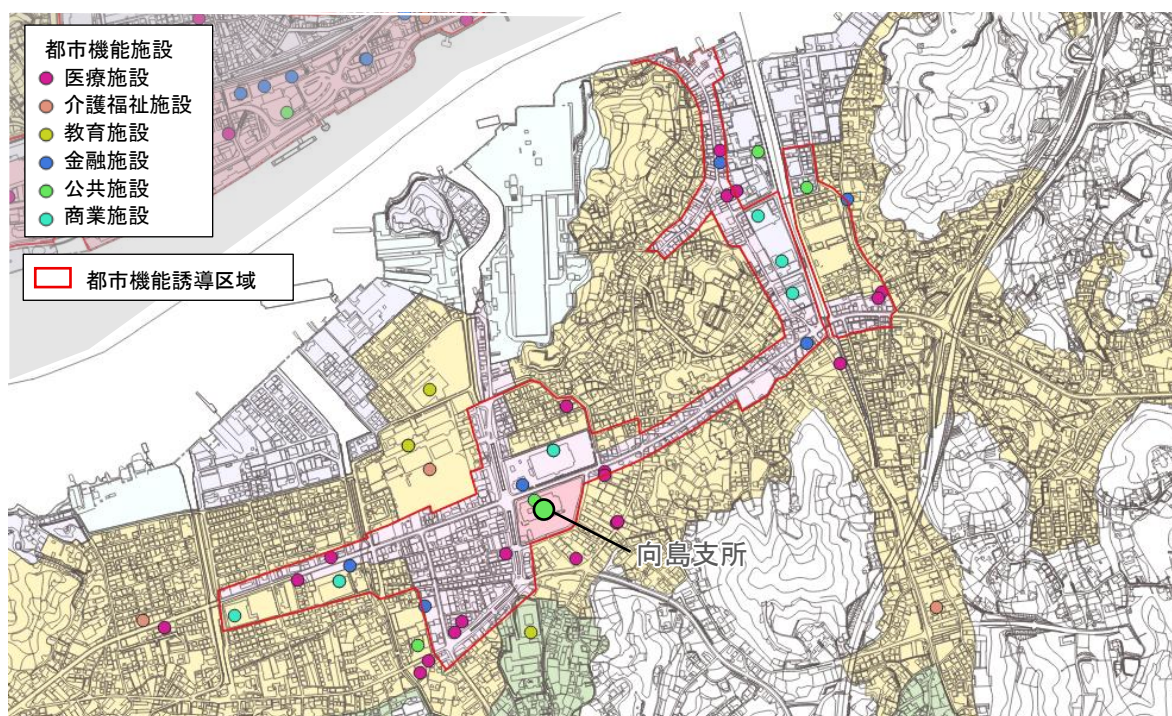


図 地域拠点（向島支所周辺地域）における都市機能施設の立地状況

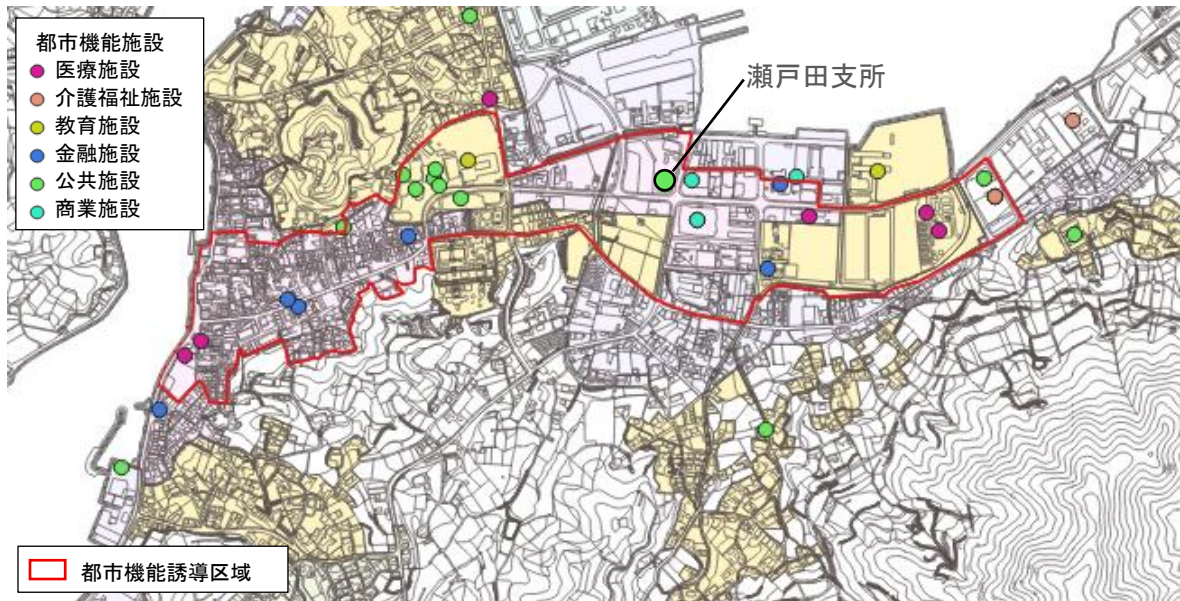


図 地域拠点（瀬戸田支所周辺地域）における都市機能施設の立地状況

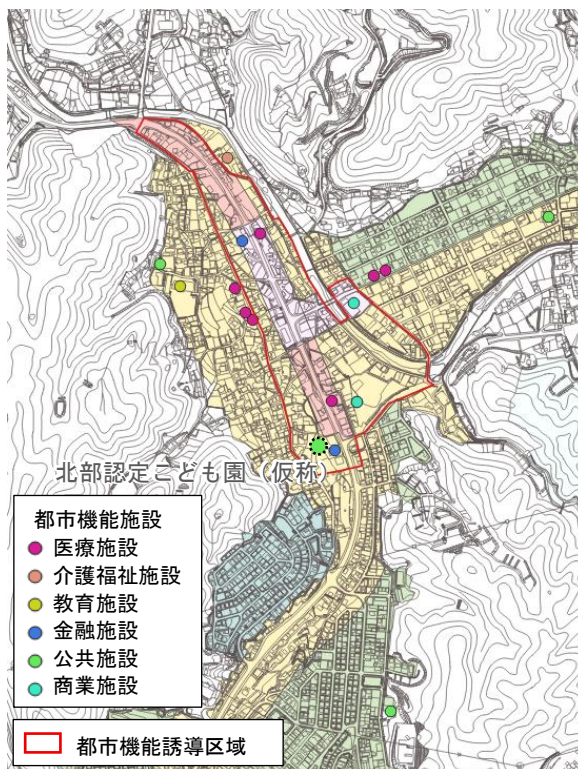


図 地域拠点（美ノ郷町三成周辺地域）における都市機能施設の立地状況



図 地域拠点（因島中庄町周辺地域）における都市機能施設の立地状況

※北部認定こども園（仮称）は令和8（2026）年開園予定

STEP 2 誘導・維持を目指す機能の整理

各拠点における方針や令和5年度市民意向調査におけるニーズを踏まえ、誘導・維持すべき機能を整理します。

視点① 各拠点の方針からみる必要施設

表 各拠点における誘導施設の候補

拠点		場所／位置	方針	誘導施設の候補 (手引きに基づく必要施設)
中心拠点	広域交流拠点	尾道駅・尾道市役所周辺地域	市民全体の多様な都市生活や都市活動を支える中心拠点として、また、観光客等の市外から訪れる人の交流の場となるよう、適切な都市機能の集積や居住の誘導を図ります。	行政施設（本庁舎） 地域包括支援センター 子育て支援センター 商業施設（1,000㎡以上） 医療施設（病院） 金融機関（銀行・信用金庫 等） 文化施設（市民交流施設・図書館・博物館・美術館）
	都市活力向上拠点	東尾道駅周辺地域	広域交流拠点を補完するとともに、本市をけん引する地域として、生活サービス機能の更なる充実やにぎわい空間の創出等に向けて、都市機能の集積や居住の誘導を図ります。	地域包括支援センター 子育て支援センター 商業施設（1,000㎡以上） 医療施設（病院） 金融機関（銀行・信用金庫等） 文化施設（市民交流施設）
	活力創造拠点	新尾道駅周辺地域	広域交流拠点を補完するとともに、市内中心部から北部地域にかけての幅広い地域の生活を支える拠点として、都市機能の集積や居住の誘導を図ります。	総合福祉センター 地域包括支援センター 子育て支援センター 保健センター 商業施設（1,000㎡以上） 医療施設（病院）
	都市拠点	因島総合支所周辺地域	因島瀬戸田地域及び周辺島しょ部を支える拠点として、都市機能の集積や居住の誘導を図ります。	行政施設（支所） 地域包括支援センター 子育て支援センター 保健センター 商業施設（1,000㎡以上） 医療施設（病院） 金融機関（銀行・信用金庫 等） 文化施設（市民交流施設・図書館）
地域拠点		御調支所周辺地域 向島支所周辺地域 瀬戸田支所周辺地域	周辺地域の生活を支えるため、各地域で住み続けられるよう都市機能や居住の誘導を図ります。	行政施設（支所） 地域包括支援センター 子育て支援センター 保健センター 商業施設（1,000㎡以上） 医療施設（診療所） 金融機関（郵便局） 文化施設（図書館 等）
		美ノ郷町三成周辺地域 因島中庄町周辺地域	周辺地域の生活を支えるため、都市機能や居住の維持を図ります。	商業施設（1,000㎡以上） 医療施設（診療所） 金融機関（郵便局）

視点② 令和5年度市民意向調査からみる必要施設

- スーパーマーケットや商店街等の商業施設
- 日常的な医療施設
- 高齢者の暮らしやすさに関する施設
- 銀行や郵便局等の金融施設

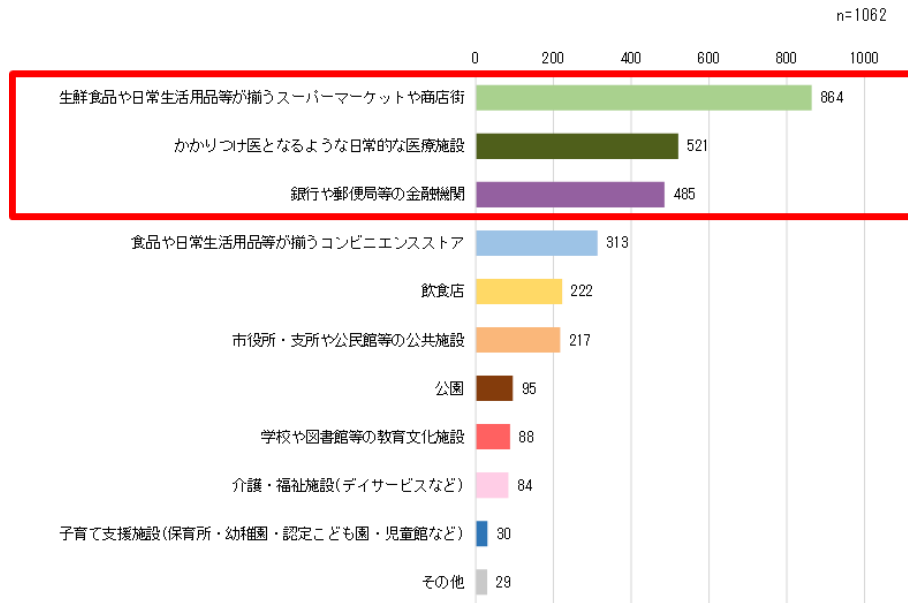


図 お住まいの地域に必要な施設

資料：令和5年度市民意向調査

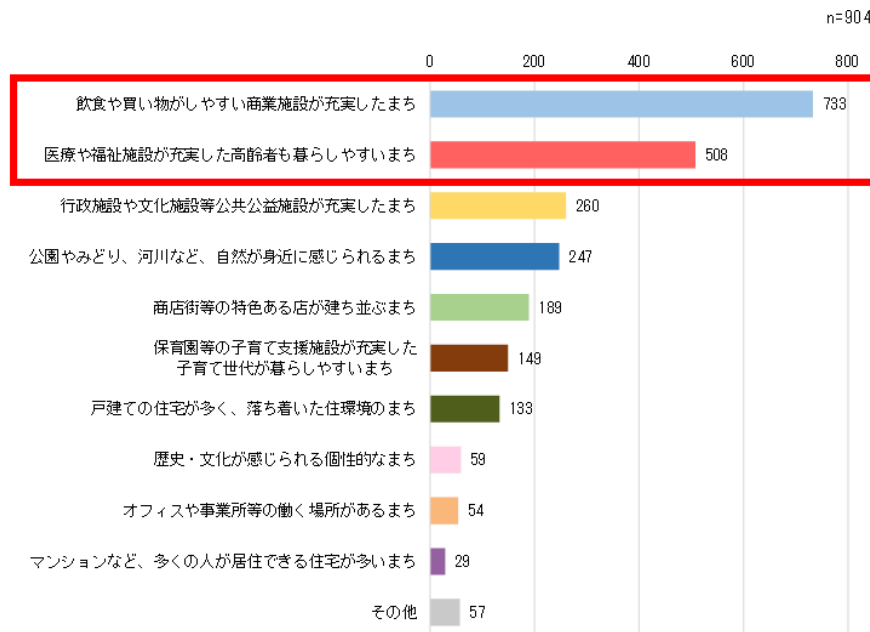


図 地域の拠点に求める将来の姿

資料：令和5年度市民意向調査

STEP 3 誘導施設の設定

STEP 1～2を踏まえ、各拠点に必要な誘導施設を設定します。

表 中心拠点の誘導施設

拠点	場所／位置	誘導施設
中心拠点	広域交流拠点 尾道駅・尾道市役所 周辺地域	● 行政施設（本庁舎） ● 地域包括支援センター ● 子育て支援施設（子育て支援センター・子育て世代包括支援センター） ● 商業施設（1,000 m²以上） ● 医療施設（病院・診療所） ● 金融機関（銀行・信用金庫・郵便局【本局含む】） ● 文化施設（市民交流施設・図書館）
	都市活力向上拠点 東尾道駅周辺地域	● 地域包括支援センター ● 子育て支援施設（子育て支援センター・子育て世代包括支援センター） ● 商業施設（1,000 m²以上） ● 医療施設（病院・診療所） ● 金融機関（銀行・信用金庫・郵便局） ● 文化施設（市民交流施設）
	活力創造拠点 新尾道駅周辺地域	● 総合福祉センター ● 地域包括支援センター ● 子育て支援施設（子育て支援センター・子育て世代包括支援センター） ● 保健センター ● 商業施設（1,000 m²以上） ● 医療施設（病院・診療所） ● 金融機関（銀行・信用金庫・郵便局） ● 文化施設（市民交流施設）
	都市拠点 因島総合支所周辺地域	● 行政施設（支所） ● 地域包括支援センター ● 子育て支援施設（子育て支援センター・子育て世代包括支援センター） ● 保健センター ● 商業施設（1,000 m²以上） ● 医療施設（病院・診療所） ● 金融機関（銀行・信用金庫・郵便局） ● 文化施設（市民交流施設・図書館）

※誘導施設の定義は82ページを参照

表 地域拠点の誘導施設

拠点	場所／位置	誘導施設
地域拠点	御調支所周辺地域 向島支所周辺地域 瀬戸田支所周辺地域	● 行政施設（支所） ● 地域包括支援センター ● 子育て支援施設（子育て支援センター・子育て世代包括支援センター） ● 保健センター ● 商業施設（1,000 m²以上） ● 医療施設（診療所） ● 金融機関（郵便局） ● 文化施設（市民交流施設・図書館）
	美ノ郷町三成周辺地域 因島中庄町周辺地域	● 商業施設（1,000 m²以上） ● 医療施設（診療所） ● 金融機関（郵便局）

表 各拠点の誘導施設（一覧表）

機能分類	誘導施設	中心拠点				地域拠点				
		（尾道駅・尾道市役所周辺地域） 広域交流拠点	（東尾道駅周辺地域） 都市活力向上拠点	（新尾道駅周辺地域） 活力創造拠点	（因島総合支所周辺地域） 都市拠点	御調支所周辺地域	向島支所周辺地域	瀬戸田支所周辺地域	美ノ郷町三成周辺地域	因島中庄町周辺地域
行政	本庁舎	○								
	支所				○	○	○	○		
介護福祉	総合福祉センター			○						
	地域包括支援センター	★	★	○	★	○	★	○		
子育て・健康	子育て支援施設（子育て支援センター・子育て世代包括支援センター）	★	★	○	○	○	★	○		
	保健センター			○	★	○	★	○		
商業	商業施設（1,000 m ² 以上）	○	○	○	○	○	○	○	○	○
医療	病院	○	★	★	★					
	診療所	○	○	○	○	○	○	○	○	○
金融	銀行、信用金庫	○	○	○	○					
	郵便局	○*	○	★	○	○	○	○	○	○
教育・文化	市民交流施設	○	★	★	○	○	○	○		
	図書館	★			○	○	○	○		

*本局含む

※★は現在都市機能誘導区域内に立地していない施設

(参考)

表 誘導施設の定義

機能分類	誘導施設	定義
行政	本庁舎	地方自治法第4条第1項に規定する施設
	支所	地方自治法第155条第1項に規定する施設
介護福祉	総合福祉センター	尾道市福祉保健施設設置及び管理条例に規定する施設
	地域包括支援センター	介護保険法第115条46の第1項に規定する施設
子育て・健康	子育て支援施設（子育て支援センター・子育て世代包括支援センター）	児童福祉法第6条の3第6項又は子ども・子育て支援法第59条第1号に規定する事業を実施する施設
	保健センター	地域保健法第18条第1項に規定する施設
商業	商業施設（1,000m ² 以上）	大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する店舗面積1,000㎡以上かつ主に生鮮食品を取り扱う施設
医療	病院	医療法第1条の5第1項に規定する施設（病床数20以上）
	診療所	医療法第1条の5第2項に規定する施設（無床または病床数19以下）
金融	銀行、信用金庫	銀行法第2条第1項に規定する施設、信用金庫法第4条に規定する施設
	郵便局	日本郵便株式会社法第2条4項に規定する施設
教育・文化	市民交流施設	市民全体を対象とし、教養の向上、生活文化の振興を図ることを目的とし、住民の交流の場となる施設
	図書館	図書館法第2条第1項に規定する施設